

始良市ふるさと移住定住促進条例施行規則をここに公布する。

平成29年4月1日

始良市長 笹山 義弘

始良市規則第7-11号

始良市ふるさと移住定住促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、始良市ふるさと移住定住促進条例（平成29年始良市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(補助対象地域)

第3条 条例別表第1に規定する補助対象地区の小中学校区内に存する自治会については、別表第1のとおりとする。

(増改築に要した経費)

第4条 条例別表第2住宅増改築等補助金の部において規定する増改築等に要した経費は、市内に本店、支店等の活動拠点を置き、建築工事関連業務を営む業者が施工する台所、浴室、便所、洗面所、内装、外壁等又は屋根のリフォームに係る経費の総額とし、外構、車庫、倉庫及びガーデニングの工事又は生活必需品等に係る経費を含まないものとする。

2 次条各号に該当しない者のうち、公的補助金等の補助を受けたものについては、その補助金の額を控除した額を補助対象額とする。

(補助対象者から除かれる者)

第5条 条例第3条第1号ただし書の規定により補助対象者から除かれる者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業により住宅を新築し、又は購入した者
- (2) 公共工事等に伴う移転補償により住宅を新築し、購入し、又は改築した者
- (3) 損害賠償等の補填により住宅を新築し、購入し、又は改築した者
- (4) 始良市空き家リフォーム事業補助金の交付を受けた者

(交付申請)

第6条 条例第5条に規定する申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行わなければならない。

(1) 住宅等取得補助金

ア 当初申請 住宅取得日から起算して1年以内に、始良市ふるさと移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

イ 追加申請 住宅取得日から起算して5年を経過した日から1年以内に始良市住宅等取得補助金追加交付申請書(様式第2号)及び別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(2) 子ども補助金 補助対象地区内で小学生以下の者を扶養する者が住宅取得日から起算して1年以内に始良市ふるさと移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特別支援学級への入級等やむを得ない事由がある場合を除き、その居住地の属する学区の小学校に就学させなければならない。

(3) 住宅増改築等補助金 増改築完成日から起算して1年以内に始良市ふるさと移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(4) 家賃補助金 賃貸借契約の初日から起算して60日以内、若しくは、現に家賃補助金の交付を受けている者が継続して家賃補助金の交付を受けようとするときには毎年4月末日までに、始良市ふるさと移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(5) 引越費用補助金 住宅取得日及び賃貸借契約日から起算して1年以内に始良市ふるさと移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(始良市ふるさと移住定住促進審査会)

第7条 条例第6条に規定する始良市ふるさと移住定住促進審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営は、次のとおりとする。

(1) 審査会は、補助金の交付決定、補助金額の確定及び返還に係る手続の審査及び決定等を所掌する。

(2) 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(3) 審査会の会長(以下「会長」という。)は、企画部長をもって充てる。副会長は、総務部長をもって充て、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- (4) 審査会の委員は、建設部長、保健福祉部長、教育部長、加治木総合支所長及び蒲生総合支所長の職にある者をもって充てる。
- (5) 審査会は、会長が必要に応じ招集する。
- (6) 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (7) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- (8) 会長は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。
- (9) 審査会の庶務は、地域政策課において処理する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第1号に規定する審査事案の審査を回議により行うことができる。

- (1) 審査会に諮るべき議事が定例又は軽易なものであり、審査会を開く必要がないと認めたとき。
- (2) 審査会を開くいとまがないと認めたとき。
- (3) その他回議による審査が適当であると認めたとき。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、第6条第4号の規定による家賃補助金を除き、始良市ふるさと移住定住促進補助金交付申請書（様式第1号）を受理したときは、当該申請書の審査及び現地調査等を行い、適当と認めるときには交付を決定及び額を確定し、始良市ふるさと移住定住促進補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により、不適当なため却下しようとするときには始良市ふるさと移住定住促進補助金交付却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 住宅等取得補助金については、当初申請時に補助金額の2分の1の決定及び額の確定を、追加申請時に補助金額の2分の1の決定及び額の確定を行うものとする。

(家賃補助金の交付決定)

第9条 市長は、第6条第4号の規定による家賃補助金に係る始良市ふるさと移住定住促進補助金交付申請書（様式第1号）又は始良市住宅等取得補助金追加交付申請書（様式第2号）を受理したときは、当該申請書の審査及び現地調査等を行い、適当と認めるときには交付を決定し、始良市ふるさと移住定住促進補助金（家賃補助金）交付決定通知書（様式第5号）により、不適当なため却下しようとするときには始良市ふるさと移住定住促進補助金交付却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(家賃補助金に係る事業内容等の変更)

第10条 第9条の規定により交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じたときには、速やかに、始良市ふるさと移住定住促進補助金（家賃補助金）変更（中止）申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めたときは、始良市ふるさと移住定住促進補助金（家賃補助金）変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
（家賃補助金に係る実績報告）

第11条 第9条及び前条第2項の規定により家賃補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付期間のうち当該年度の4月分から9月分までを前期分として10月末日までに、10月分から翌年3月分までを後期分として3月末日までに、始良市ふるさと移住定住促進補助金（家賃補助金）実績報告書（様式第8号）に家賃の支払いが確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（家賃補助金に係る補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、始良市ふるさと移住定住促進補助金（家賃補助金）交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 第8条及び前条の規定により額の確定を受けた者は、始良市ふるさと移住定住促進補助金交付請求書（様式第10号）に確定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、条例第7条第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、始良市ふるさと移住定住促進補助金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（始良市移住定住促進条例施行規則の廃止）

2 始良市移住定住促進条例施行規則（平成24年始良市規則第20号）は、廃止する。

（始良市移住定住促進条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に、廃止前の始良市移住定住促進条例施行規則の規定によりなされた補助金の手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

項目	補助対象地区	自治会名等
1	永原小学校区	永原、隈原、市野々、上嶽、下嶽、瀬戸口、提水流、菖蒲谷、桑迫、曲田、桃木野、東雛場、西雛場、辺川下、辺川中、鶴原、市野
2	竜門小学校区	布越、井手向、高崎、岩穴口、徳永、小田倉、迫上、迫下、御狩山、毛上、加治木竜門、茶碗屋、伊部野、石野、鞍掛、下東木、上東木、赤谷、西浦西、上川内、川内、市来原、新開、宮田ケ平
3	山田小学校区	新馬場、古馬場、星ヶ山、鶴田、中川原、西田、新町、寺脇、城、奈良袂、池平、内山田、黒瀬南、黒瀬北、板ノ口、目木金、飛野、大山、
4	北山小学校区	北野、石ヶ迫、馬場、宮脇、中甌、木津志、北山上、山元
5	漆小学校区	漆下、漆中、宇都、漆東、漆西、漆旭
6	西浦小学校区	松川内、社野、火之宇都、西浦下、井ヶ屋、西浦団地
7	新留小学校区	新留
8	(旧)中野小学校区	中野、川畑、楠原、弓削、長谷
9	(旧)高牧小学校区	高牧
10	(旧)小川内小学校区	戸の口、小川内上、小川内中、小川内下
11	(旧)大山小学校区	真黒、薄原下、薄原中、薄原上

別表第 2（第 6 条関係）

区 分	交付申請時添付書類
住宅等取得補助金（当初申請）・子ども補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本（続柄の記載されたもの） 2 世帯全員の戸籍の附票（外国人は不要） 3 中古住宅購入の場合、転入定住者又は転居定住者と 2 親等以内の関係にある親族からの購入でない事が確認できる書類 4 土地の登記事項証明書 5 住宅の登記事項証明書 6 土地の購入契約書の写し 7 住宅の新築に係る工事請負契約書又は住宅の購入契約書の写し 8 住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図面の写し等）及び位置図 9 住宅の全景写真 1 枚 10 過去 3 年分の市区町村民税等の滞納がないことが判明できる証明書 11 定住に関する誓約書（様式第 12 号） 12 自治会加入証明書（様式第 13 号） 13 その他市長が必要と認める書類
住宅増改築等補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本（続柄の記載されたもの） 2 世帯全員の戸籍の附票（外国人は不要） 3 住宅の増改築に係る工事請負契約書の写し 4 住宅の増改築に係る見積書の写し及び領収書の写し 5 増改築の内訳が確認できるもの 6 住宅の増改築を行った部分を示す平面図及び位置図 7 住宅の全景写真 1 枚及び増改築を行った部分の着工前後の写真 8 過去 3 年分の市区町村民税等の滞納がないことが判明できる証明書 9 定住に関する誓約書（様式第 12 号） 10 自治会加入証明書（様式第 13 号） 11 賃貸借住宅の増改築の場合は、賃貸借契約書の写し、 12 その他市長が必要と認める書類
家賃補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本（続柄の記載されたもの）

	<ul style="list-style-type: none"> 2 世帯全員の戸籍の附票（外国人は不要） 3 賃貸借契約書の写し 4 借家の全景写真1枚 5 過去3年分の市区町村民税等の滞納がないことが判明できる証明書 6 定住に関する誓約書（様式第12号） 7 自治会加入証明書（様式第13号） 8 その他市長が必要と認める書類
引越費用補助金	<ul style="list-style-type: none"> 1 契約書の写し 2 領収書等の写し 3 その他市長が必要と認める書類

別表第3（第6条関係）

区 分	追加交付申請時添付書類
住宅等取得補助金（追加申請）	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本（続柄の記載されたもの） 2 市税の前年度分の納税証明書 3 自治会加入証明書（様式第13号） 4 その他市長が必要と認める書類